

第10章 補助者

(補助者に関する届出)

- 第101条 会員は、補助者を置いたとき又は置かなくなったときは、遅滞なく本会の定める様式により届け出なければならない。
- 2 本会に、前項の届出を編綴した補助者名簿を備える。
 - 3 会員は、補助者名簿の記載事項に変更が生じたときは、本会の定める様式により届け出なければならない。
 - 4 本会は、第1項又は前項の届出があったときは、その旨を広島法務局の長に通知しなければならない。

(補助者等の使用責任)

- 第102条 会員は、その補助者に業務を補助させる場合には、その指導及び監督を厳正にするよう注意しなければならない。
- 2 会員は、正当な事由がある場合でなければ、会員が業務上取り扱った事件について知ることのできた秘密を、補助者若しくは使用人又は他の従業員が他に漏らさないよう、指導しなければならない。
 - 3 会員は、前2項の注意義務を怠ったため、補助者が依頼者に損害を与えたときには、その責めを負わなければならない。
 - 4 会員は、本会等が行う補助者研修会に、補助者を出席させるように努めなければならない。